

新十津川町通学路交通安全プログラム

《通学路の安全確保に関する取組の方針》



平成27年 8 月

新十津川町通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、新十津川町では、平成24年7月31日に小学校の通学路について関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議し、同年11月に国道275号交差点に防護柵を設置いただき一部安全が確保されました。

しかし、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを全町レベルで取り組むために、このたび関係機関の連携体制を強化した「新十津川町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒がより安全に通学ができるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路交通安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、次のメンバーで「新十津川町通学路交通安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置します。

- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所
- ・北海道空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所
- ・北海道札幌方面滝川警察署
- ・新十津川町安全・安心推進協会
- ・新十津川町交通安全指導員会
- ・新十津川小学校
- ・新十津川中学校
- ・新十津川町住民課
- ・新十津川町建設課
- ・新十津川町教育委員会事務局

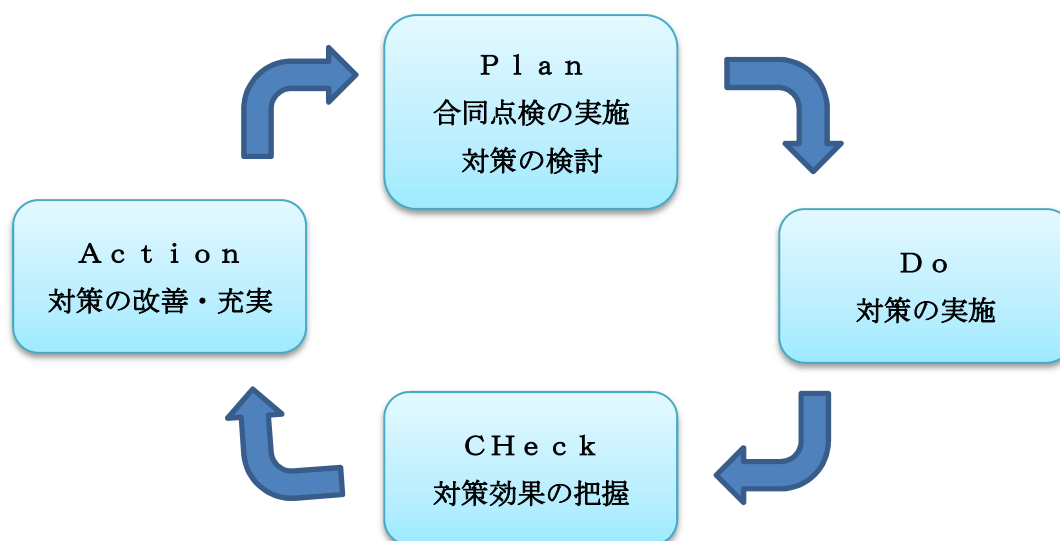
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、継続的に合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果を把握するとともに、安全対策の充実に努めます。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

ア 合同点検の実施時期等

(ア) 町立学校等から報告された危険箇所を対象に、合同点検を実施します。

(イ) 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

(ウ) 必要に応じて、積雪期の合同点検を実施する。

イ 合同点検の体制

学校、町教育委員会、道路管理者、警察等が参加する合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策が必要な箇所について、個所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのかを確認するため、児童生徒や保護者等への聞き取りを実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策の効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果の把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、個所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。